

2012年度(平成24年度)日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項 ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP) 留学生 (地方行政コース)

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP) は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国指導者層の間にネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府(文部科学省)の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象国・対象者

以下の各国の、将来のリーダーとして活躍が期待されている若手の行政官等

対象国：中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、
ラオス、ミャンマー、カンボジア、モンゴル、カザフスタン、
ウズベキスタン、インド、パキスタン、ハンガリー、チェコ、
ポーランド、ルーマニア (以上19ヶ国)

3. 受入れ大学

政策研究大学院大学

4. 受入れ人数

10名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施

(具体的には各国の日本国大使館において確認のこと)

(2) 選考手順

① 推薦機関による候補者の募集・選考・推薦

② 受入れ大学による第1次選考

③ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第2次選考及び候補者決定

6. カリキュラムの内容 (別紙「カリキュラム・ガイドライン」(P. 6・7) 参照)

(1) 基本的考え方

各分野のヤング・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、コロキウム、リサーチ・ペーパー、ワークショップ等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は原則1年とし、受入れ大学より「修士（公共政策）」の学位を授与

(3) 使用言語

全て英語

7. 受入れ時期

2012年10月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2012年度日本政府（文部科学省）奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生（地方行政コース）として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

地方行政コース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国 籍：対象国の国籍を有する者。
- (2) 年 齢：2012年10月1日現在で原則として満40歳未満の者（1972年10月2日以降に出生した者）。
- (3) 学 歴：大学卒業者で、大学を優秀な成績で卒業した者。
- (4) 実務経験：行政機関等において、3年以上の実務経験のある者（5年以上が望ましい）。
- (5) 英語能力：TOEFL-iBT79点（TOEFL-CBT213点、TOEFL-PBT550点）以上、又はそれに相当する英語能力を有する者。
- (6) 健 康：心身ともに健康である者。
- (7) 査証取得：渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。また、採用された者が、例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格変更する場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので留意すること。（本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。）
- (8) そ の 他：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
 - ① 奨学金支給開始において、現役軍人又は軍属の資格の者。
 - ② 受入大学の指定する期日までに渡日できない者。
 - ③ 既に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者及び自国における申請時から奨学金支給期間開始時まで私費外国人留学生として本邦大学に在籍、または在籍予定の者。

- ④ 申請時から修了時まで、行政官等の公職の身分を失う者。

3. 奨学金支給期間

2012年10月から2013年9月までの1年間

4. 奨学金等

- (1) 奨学金：月額255,000円（2011年度実績額。変更の可能性あり。）を支給する。

ただし、留学生が大学を休学し、又は長期にわたって欠席した場合、奨学金は支給しない。

なお、次の場合には、奨学金の支給を取りやめる。また、これらに該当するも関わらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約書に違反したとき。
- ③ 学業成績不良や停学等により標準終業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ④ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑤ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑥ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

(2) 旅 費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地の最寄りの国際空港から新東京国際空港までの下級航空券を交付する。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費等は留学生の自己負担とする（「留学生の居住地」は、原則として申請書に記載された現住所とする）。また、国籍国以外からの航空券は支給しない。

- ② 帰国旅費：奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する留学生に対しては、本人の申請に基づき、新東京国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

（注）渡日及び帰国旅行の際の保険金は留学生の自己負担とする。また、出発及び到着空港は留学生が国籍を有する国の空港に限る。

- (3) 授業料等：大学における入学検定料、入学金及び授業料は日本政府が負担する。

(4) 宿 舎：

- ① 留学生は、希望すれば受け入れ大学の留学生宿舎に入居することができる。ただし、居室数に限りがあるので入居できない場合もある。
- ② 上記の宿舎に入居しない場合は、受け入れ大学が斡旋する民間の宿舎に入居することになる。

5. 選考

- (1) それぞれの国において指定された推薦機関による推薦を受けて、各受入れ大学が申請書類及び面接により第1次選考を行う。ただし、現地面接が困難である場合には、電話又はウェブによる面接により行うものとする。
- (2) 第1次選考に合格した候補者について、文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会で第2次選考を行い、本プログラムの留学生として決定する。

6. 大学における研究指導

大学における講義・実習等の指導はすべて英語で行われる。

7. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

	項 目	正本	写し	備 考
(1)	①申請書	1	4	所定の用紙による
(2)	写真	5	—	6×4cm、上半身・正面・脱帽、最近6ヶ月以内に撮影のもの、申請書に貼付
(3)	②出身大学及び大学院の全学年成績証明書	1	4	出身大学及び大学院が発行したもの
(4)	③推薦機関の推薦状	1	4	
(5)	③勤務先直属の上司の推薦状	1	4	所定の用紙による
	③勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状	1	4	
(6)	④健康診断書	1	4	所定の用紙による。日本国大使館の指定する医療機関の発行したものであること、すべての検査項目につき受診すること、英語により明瞭に記載されていること。
(7)	⑤出身大学及び大学院の学位記の写し又は卒業証明書	1	4	出身大学及び大学院が発行したもの

(8)	⑥申請理由・将来計画書	1	4	本プログラムに何を期待するか、将来どのような仕事がしたいと考えるか、等について3頁程度の小論文を提出すること
(9)	⑦戸籍抄本	1	4	左記のいずれか
	⑦市民籍の証明書	1	4	
	⑧パスポートの写し	—	5	
(10)	⑨英語能力証明書	—	5	TOEFL/IELTS のスコア又はそれに相当する英語能力を有していることの証明書。ただし、英語を公用語とする国(フィリピン)からの申請者については不要
(11)	⑩エッセイ問題に対する回答	1	4	

※注意事項

- ① 提出書類は全て規格を A4 に統一することとし、タイプを用いて書くこと。手書きの場合は明瞭に書くこと。
- ② これらの書類は、すべて英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は公的機関による英訳を付すこと。
- ③ 勤務先上司又は出身大学の指導教員の推薦状については、別の推薦者2名に書いていただくこと。少なくとも1通、あるいは2通とも仕事上の直属の上司が望ましい。
- ④ 上記の申請書が、全て完全かつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しないこともある。
- ⑤ 上記の書類の右上には、①～⑩までの数字を記載すること。

8. 注意事項

- (1) この要項に記載してある事項についての不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、日本国大使館に照会すること。
- (2) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくことが望ましい。
- (3) 渡日後、当座の生活資金として、差し当たり必要となる費用として1,500アメリカドル程度を用意することが望ましい。

ヤング・リーダーズ・プログラム（地方行政コース） カリキュラム・ガイドライン

I 基本的な考え方

1. それぞれの分野において、欧米の経験に基づく理論にとどまらず、日本をはじめとする非欧米諸国の歴史的現実を踏まえた立場に立って教育を行う。これによって、近代化過程における共通要因と同時に、その多様性を解明し、どのような行き方が、その国にとって最も望ましい方法であるかを追求する。(比較研究重視の教育)
2. 我々の思考様式が、近代化によって大きく変容を強いられている一方、意識は近代以前に成立した古典文明・思想の基本的枠組みに依っている事実を踏まえて、過去の偉大な思想家の思惟に学ぶ教育を行う。(教養重視、自己相対化を図り、根元的思考能力を養う教育)
3. 実務的な技術・知識の伝授にとどまらず、自らの頭で考え、問題を発見し、その解決の方策を見いだす能力を涵養する。(討論と自習重視の教育)
4. 日本の各界の指導者及び有望な若手と接触し、人的ネットワークを作る機会を多く提供し、かつ留学生の対日理解の増進を図る。
5. 経済が発展するとともに、地方分権の流れが進展する中で、各国では教育、保健・福祉、地域開発をはじめとするさまざまな地域課題に対処することができる地方行政・地方政府が求められている。このプログラムでは、高度な地方行政の理論と日本における実践を学び、各国において地方行政を担う指導的・中核的人材を育成する。

II 対象者

アジア及び中央ヨーロッパにおいて、将来、地方行政のリーダーとして活躍することが期待される若手の行政官等

III 授業科目（アルファベット順。変更の可能性がある）

1. 必修科目（8単位）
 - ・ Introduction to Japan
 - ・ Local Governance in the Changing World
 - ・ Local Government System
 - ・ Local Government Finance
2. 選択必修科目（最低4単位）
 - ・ Economic Development of Japan
 - ・ Global Governance, Leadership & Negotiation
 - ・ Government and Politics in Japan
 - ・ Introduction to International Relations
 - ・ Introductory Microeconomics
 - ・ Microeconomics I

- State Building and Development
- Structure and Process of Government

3. 推奨科目（修了に必要な単位）

- Asian Economic Development and Integration
- Development Economics
- Government and Market
- Innovation, Sustainability and Uncertainty
- International Trade
- Japanese Development Cooperation
- Japanese Financial System
- Japan's ODA
- Macroeconomics I
- Public Economics
- Social Science Questions and Methodologies

4. コロキアム(2単位) (必修科目)

秋学期及び春学期に5回ずつ、行政を担うヤング・リーダーあるいは各界の指導者を招いて討論する機会を設ける。

5. リサーチ・ペーパー（4単位）(必修科目)

地方行政に関し、原則として、自国と日本等他国との比較の視点を入れた各自の研究テーマについて、研究指導に基づき、論文を作成する。

6. ワークショップ（4単位）(必修科目)

他大学、中央省庁、地方自治体との連携の下に、日本の地方行政の現場視察等を含むワークショップを2回行う。

7. その他の学習活動

日本語学習

講義は全て英語で行うので、留学生は日本語をマスターする必要はない。しかし、日本の言語と文化に対する理解を深めることを希望する留学生のために、日本語のクラスを設ける。

IV 詳細に関するホームページ

政策研究大学院大学及び本プログラムについては、<http://www.grips.ac.jp/jp/>を参照すること。